

治癒証明書について

下記感染症の診断があった場合は、**本学指定の「治癒証明書」**を医療機関において記入してもらうか、**医療機関の発行する治癒証明書を欠席届とあわせて学部事務室(教学事務室)に提出してください。**

| | 感染症の種類 | 出席停止期間 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, ポリオ(急性灰白髄炎), ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス), 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳がとれるまでまたは、5日間の適正な抗菌療法が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱したのち、3日を経過するまで |
| | 風疹(三日はしか) | 発疹が消失するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 結核 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主な症状がとれたのち、2日を経過するまで |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで |
| | コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症, ウイルス性肝炎, マイコプラズマ感染症, 感染性胃腸炎など | 治癒または医師の許可があるまで |

【学校保健安全法施行規則 第18条・19条】

※季節性インフルエンザの場合は、治癒証明書の必要ありません。

抗インフルエンザ薬(タミフル、リルザ、イベル等)の処方説明書を持参すること。

※治癒証明書による情報は、医務室、学部事務室(教学事務室)および担当教員が共有し原則として第三者に開示しません。しかし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合、本人の生命/身体/財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意が得ることが困難な場合は例外的に第三者に開示することがあります。